

第15章

市役所対応・議会

市役所本庁舎及び区役所では、市庁舎における感染拡大を防止するため、基本的な感染対策の徹底や、市役所本庁舎への入庁制約等を行った。市職員においても、通勤時における人との接触機会の低減と職場での密を避けるため、時差出勤や、テレワークの実施に取り組んできた。

また、新型コロナウイルス対応業務により、長時間労働が継続していた職員に対しては、産業医による保健指導を実施したほか、職員相談窓口の周知の強化、心理士による相談日の設置等を行い、職員の健康管理を行った。

議会においても、議事堂における発言者の席前にビニール製のついたてを設置するなど議会運営に必要な感染対策を行った。

傍聴者に対しては、緊急事態宣言下での本会議、委員会の傍聴について自粛を要請し、議会運営においては、令和2年2月定例会で一般質疑を取りやめた。その後も、議場や委員会室等における基本的な感染防止対策の徹底や、他都市への行政視察の中止及び受入れの中止など、感染状況を踏まえた対応を行ってきた。

全国的に感染拡大が広がる中、市民に対して、「市議会だより」やテレビ・インターネットでの市議会中継時などに、感染状況や市の感染対策についての情報提供を行い、状況に応じて必要な広報を実施してきた。

1 市庁舎における感染対策

(1) 市庁舎(区役所を含む)における感染対策

- 全国的に新型コロナウイルスの感染者が増え始め、また、緊急事態宣言の発令に伴い、本庁舎及び区役所における感染拡大防止対策として、各庁舎における基本的な感染対策や市役所本庁舎への来庁者等に対する入庁時の制約などを行った。
- 市職員においても、入庁時にはマスク着用や手指消毒を徹底したほか、時差出勤や在宅勤務(テレワーク)の実施等に取り組み、感染拡大防止に努めた。

ア 本庁舎における感染対策

【主な取組】

(ア) 来庁者への入庁制約について(令和2年4月27日～)

- ・ 1階玄関にアルコール消毒液を設置し、サーモグラフィによる検温
- ・ 警備員による受付誘導、体調不良者の入場自粛要請
- ・ 執務室入庁の制限として原則2階以上(15階レストラン、16階展望室は利用可)への入場を制限
- ・ 民間事業者との面談は、原則1階市民ホールの打ち合わせスペースを利用
- ・ 納品業者、配達業者等へのマスク着用依頼

(イ) 庁舎管理

- ・ アルコール消毒(エレベーターボタン、手すり)の実施
- ・ エレベーターの利用人数の目安の掲示
- ・ エレベーター室内の換気
- ・ 1階自動ドアの開放(冷暖房期間を除く)
- ・ 公用(共用)車の使用後の消毒実施

イ 区役所における感染対策

【主な取組】

- ・ 庁舎の入口や窓口への消毒液の設置
- ・ 窓口に飛沫感染防止のためのアクリル板等を設置
- ・ マスク着用の徹底(職員・来庁者)
- ・ 換気の徹底
- ・ 待合場所のソーシャルディスタンスの確保
- ・ 感染対策等の啓発チラシ・ポスターの掲示
- ・ その他、各区役所の混雑状況等を踏まえた感染対策を実施

(対応を振り返って)

本庁舎への来庁者等に対する入庁時の制約や庁舎の管理については、国や県の要請に基づき感染拡大防止対策を継続的に行った結果、大きな混乱は生じなかった。

2 職場における感染対策

(1) 職場における感染対策

- 令和2年2月、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の指定感染症に指定されたことに伴い、職員が陽性者等となった場合の感染拡大防止のための服務取扱いや出勤ルール等を定めた。
- また、各局区室が迅速な初動対応及び円滑な業務継続を行うことができるよう、職員や来庁者等が新型コロナウイルスに罹患した場合の対応手順を示した。
- さらに、感染拡大期においても、市民に必要とされるサービスを維持するため、全庁的な応援体制等を整理した。

【主な取組】

- ・ 通勤混雑時及び職場における対人接触の機会を減らし感染防止を図るため、所属長の命令による時差出勤(勤務時間等の臨時的な割振り変更)を実施
- ・ 昼休み等の休憩時間の集中を避けるため、所属長が任意に勤務時間中の昼休憩(1時間)を割り振り
- ・ 緊急事態宣言下でも業務を継続するため、資料の持ち帰りや、個人所有のPC利用によるテレワークの実施
- ・ 本庁舎や各区役所の会議室等にサテライトオフィスを設置
- ・ モバイル端末を1,500台導入し、テレワークやサテライトオフィスでの業務において活用
- ・ 例年、4月25日付で実施している定期異動について、事務引継等による職員同士の接触を減少させるため、緊急事態宣言下にあった令和2年度は一部の部署を除き、6月1日付に延期

(対応を振り返って)

本市においては、以前より育児期間中の新しい働き方などとしてテレワークの導入を検討してきたが、令和2年4月の緊急事態宣言を契機に、同年5月に「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための『新しい生活様式』導入に伴うテレワークに関する実施要領」を策定し、テレワーク推進の取組が大きく前進した。

(2) 職員の健康管理

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保健所を始めとする各関係部署の職員の業務量が増大し、膨大な時間外勤務が発生した。それに加え、外出自粛や、職場内でのコミュニケーションの減少により、職員一人ひとりがストレスを抱えやすい環境となっていた。
- こうした状況を受け、従来より行っていた過重労働後保健指導の実施内容を強化し、心理カウンセリングの積極的な取組を行った。

【主な取組】

ア 過重労働後保健指導について

概要

産業医による保健指導を実施し、体調確認および就業制限の可否を判断する。

対象者

- ・ 休憩時間を除き1週間当たり38.75時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が月80時間以上の職員
- ・ 時間外勤務手当又は休日勤務手当が計上されるすべての時間が月80時間以上の職員で希望する職員及び給与課が指定した職員(疲労に関する調査票の結果等による)
- ・ 新型コロナウイルス対応業務により、長時間労働が継続する部署の職員

イ 職員相談窓口の周知の強化、心理士相談日の開設

新型コロナウイルスの対応に伴う業務の増加によるメンタルヘルス不調を未然に防止するため、従来より設置している、職員が相談できる相談窓口の周知を強化するとともに、新型コロナウイルスへの対応で長時間勤務を行っている部署に対して、心理士が出向き、気軽に相談できる相談日を設置した。

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスの感染拡大により、業務量が左右され見通しが立たない部署もあり、継続して職員が相談しやすい環境を維持していく必要があった。令和3年度までに新型コロナウイルスの関連部署において人員等の体制整備に取り組んだことで、令和4年度の過重労働面談対象者は減少に転じた。ただし、過重労働による健康障害の防止は、職員自身の健康管理だけで行えるものではなく、職場全体の業務調整や人員配置などの見直しが必要なこともあり、早期の対応に加え総務担当課や人事担当課等、関係部署との連携も重要であり、今後も現状に応じた対応を続けていく必要がある。

3 議会運営等

(1) 議事堂における感染対策

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議員や市職員をはじめ多くの人が利用する議事堂においても感染対策を行った。

【主な取組】

ア 議員の登庁について

(令和2年2月27日～)

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合の登庁の自粛
- ・ 濃厚接触者となった場合の登庁自粛

イ 傍聴対応について

(令和2年2月27日～)

- ・ 傍聴者が来た場合は、体温測定及びマスク着用を依頼
- ・ 傍聴席には、間隔をあけて着席するよう依頼

(令和3年6月8日～)

- ・ 令和3年6月定例会から緊急事態宣言下での本会議・委員会傍聴については自粛要請する旨、報道投げ込みやホームページ等で広報した。

(令和5年3月13日～)

- ・ 国の方針に基づき、傍聴者のマスク着用は個人の判断とした。

ウ 感染予防対策について

(令和2年2月10日～)

- ・ 議事堂正面玄関等に消毒用アルコールを設置

(令和2年2月17日～)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策についてのチラシを議事堂内に掲示

(令和2年6月5日～)

- ・ 演壇、第2質問以降の発言者席及び説明員席前にビニール製のついたてを設置
(第2質問以降の発言者席は令和2年9月定例会～マスク等義務化に伴い撤去)

(令和3年9月15日～)

- ・ 議事堂正面玄関等に検温計を設置

(対応を振り返って)

感染状況や、国等の通知に合わせた感染対策を行ったことで、議事堂における感染拡大を最小限に抑えることができた。

(2) 議会運営

- 感染状況を踏まえ、会期の変更や、行政視察の中止、マスク着用等の感染対策を行いながら、円滑な議会運営を行った。

【主な取組】

ア 会期等の変更

- ・ 会期日程を変更し、一般質疑を取りやめ休会した。(令和2年2月定例会)

イ 感染防止対策

- ・ 議場、委員会室等におけるマスクの着用を徹底し、マスクを着用したままの質疑応答を可とした。
- ・ 委員会において、委員席の間隔をあけて配置
- ・ 三密を防ぐため、委員会の説明員を原則課長以上に限定
- ・ 会議時間短縮のため、特別委員会の委員長報告のうち審査の経過について、口頭報告から文書報告に変更
- ・ 他都市への行政視察を中止及び受入れの中止
- ・ 市歌斉唱を中止
- ・ 第2質問以降は、議員席最前列に設けた発言者席で実施し、席前には、ビニール製のついたてを設置
- ・ 委員会のオンライン開催の環境整備



感染防止対策を講じた議会運営の様子

- 感染状況や、国や県の通知等に基づき感染防止対策などを随時見直し、令和5年5月8日には、新型コロナウイルスが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス対策を原則終了した。

(対応を振り返って)

議員や事務局職員が感染した場合の業務継続について、「新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画」を策定して整理した。

(3) 議員・市民への情報提供

- 新型コロナウイルスが全国的に広がるなか、議員や市民に対して、市内の感染状況や市の感染対策についての情報提供を行った。

ア 議員への情報提供(令和2年2月17日～)

市議会タブレット端末を通じて新型コロナウイルス関連情報の提供を随時行った。

イ 市民への情報提供(令和2年2月25日～令和4年2月定例会)

ケーブルテレビ及びインターネットによる市議会中継の議会中継開始前及び休憩時に、新型コロナウイルスに関するテロップを入れ、市民へ情報提供を行った。



市議会中継におけるテロップ

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスに関する情報を全庁的に市民に対して広報を行うため、市議会事務局で実施している広報ツールを利用して市民向け広報を行った。